

## 千代田区指名業者選定委員会規程

昭和 47 年 7 月 1 日訓令甲第 8 号

### 千代田区指名業者選定委員会規程

(設置)

**第 1 条** 千代田区が締結する契約に関し、厳正かつ公平に優良な業者を選定するため、千代田区指名業者選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(組織)

**第 2 条** 委員会は、委員長及び委員をもつて組織し、それぞれ次に掲げる者をこれにあてる。

委員長 副区長

委員 政策経営部長

契約請求主管部長

政策経営部契約担当課長

契約請求に係る事業担当課長

2 委員長が特に必要があると認めた場合は、前項に掲げる者以外の者を臨時に委員とすることができる。

(所掌事項)

**第 3 条** 委員会は、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 12 及び千代田区契約事務規則(昭和 39 年千代田区規則第 2 号。以下「契約事務規則」という。)第 37 条の 2 の規定に基づき、次の各号に掲げる事項について、調査、審議する。

- (1) 指名競争入札の参加者の適格性の判定及び選定に関すること。
- (2) 指名競争入札参加有資格者の指名停止に関すること。
- (3) 制限付き一般競争入札を行う際の参加資格要件の設定に関すること。
- (4) 総合評価一般競争入札及びプロポーザル方式による契約を行う際の参加資格要件の設定に関すること。
- (5) 設計委託契約の委託業者を選定する場合における選定手法及び選定手法に参加させる者の適格性の審査及び選定候補者及び選定候補者の決定に関すること。なお、選定候補者の決定にあたっては、別に定める千代田区公共建築物設計候補者選考審査会に付議するものとする。
- (6) 委託契約等に関する業者の適格性の判定に関すること。

2 前項各号に掲げる事項の他、委員長が特に必要と認めた事項について、調査、審議することができる。

(委員長の職務及び代理)

**第4条** 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指定する者が、その職務を代理する。

(招集)

**第5条** 委員会は、必要のつど委員長が招集する。

(定足数及び表決)

**第6条** 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。

2 委員会の議事は、過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(緊急時の特例)

**第7条** 委員長は、緊急を要し委員会を招集する暇がないと認める場合、又は特に必要があると認める場合は、関係委員への持ち回りの方法により委員会の開催にかえることができる。

2 前項による場合の表決は、前条第2項に定める表決とする。

(指名業者の選定等)

**第8条** 委員会において、指名業者を選定する場合は、区長が別に定める格付基準により選定するものとする。

(庶務)

**第9条** 委員会の庶務は、政策経営部契約担当課において処理する。

(様式)

**第10条** この訓令の施行について必要な様式は、別記のとおりとする。

(委任)

**第 11 条** この訓令に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

**附 則**(昭和 47 年 8 月 11 日訓令甲第 11 号)

この訓令は、昭和 47 年 7 月 1 日から適用する。

**附 則**(昭和 47 年 12 月 12 日訓令甲第 19 号)

この訓令は、昭和 47 年 12 月 1 日から適用する。

**附 則**(昭和 57 年 4 月 7 日訓令第 2 号)

この訓令は、昭和 57 年 4 月 1 日から適用する。

**附 則**(平成 4 年 6 月 3 日訓令第 6 号)

この訓令は、平成 4 年 5 月 1 日から適用する。

**附 則**(平成 14 年 4 月 30 日訓令第 3 号)

この訓令は、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。

**附 則**(平成 17 年 9 月 2 日訓令第 14 号)

この訓令は、平成 17 年 9 月 2 日から施行する。

**附 則**(平成 18 年 4 月 18 日訓令第 8 号)

この訓令は、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

**附 則**(平成 19 年 11 月 9 日訓令第 17 号)

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。